

中高層の共同住宅における備蓄場所設置のあらまし

令和8年7月1日

渋谷区震災対策総合条例に基づき、中高層共同住宅を新築する場合は、備蓄場所の確保と報告が必要になります。

【目 的】

- 共同住宅の高層化が進む中、「高層難民^{※注}」に対する備え
- 災害時、エレベーターが復旧するまでの間、食料や避難用品の確保

※注 高層難民とは、災害時に、共同住宅の高層階の住人が、エレベーターの停止等により、高層階に閉じ込められ、または地上への昇降が困難になり、事実上遭難状態にある住人をいいます。

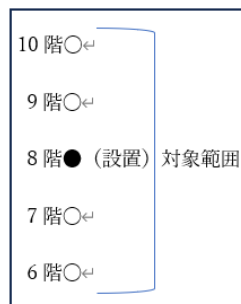
【内 容】

対象建物 地上6階建て以上で、6階以上に5戸以上の住居を有する中高層の共同住宅

報 告 者 共同住宅を新築する者及びその所有者

備蓄場所 ①6階以上の階に設置する備蓄場所については、最長歩行距離の基準を満たすとともに、上下2層以内の範囲をカバーできるよう設置してください。

なお、設置箇所は1箇所に限らず、6階以上の各階に設けることや、複数の階に分けて設置することも可能です。



また、「2層以内」とは設置階を中心に上下方向へ範囲を持つ考え方であり、例えば8階に設置した場合は、6階から10階までをカバーする想定となります。

※5階以下の備蓄場所の設置は対象外です。

②備蓄場所の面積は、合計 1 平方メートル以上とし、6 階以上の住戸数に応じて計算してください。（中高層の共同住宅における備蓄場所設置要綱第 2 条(1) 参照）

③居住者の 3 日分の食料、飲料、生活必需品、救出用具及び避難用具を備蓄することができる、合計 2 立方メートル以上の容積を確保してください。

④備蓄場所の面積・容積は、「内法（小数点以下第 3 位切り捨て）」で計算します。

⑤設置した備蓄場所には、「防災備蓄場所」の表示をしてください。

報 告 あらかじめ区長に対して、備蓄場所設置の報告をする。（報告の時期については、下記を参照）

確 認 書 区長は、報告をうけて、備蓄場所を確認し、確認書を交付します。（確認書の交付まで 2 週間程度を要します。余裕をもって報告書を提出して下さい。）

完了検査 竣工前に下記の写真を提出して下さい。

①備蓄場所の写真（備蓄場所内部にメジャーをあて、寸法がわかる写真であること。）

②備蓄場所の扉等に「防災備蓄場所」であることが表示されていることがわかる写真

※写真提出の際は確認書左下の番号「R〇-〇〇」をお伝えください。

◎報告の時期（次のいずれかの手続き等をする前）

- ①建築基準法の規定による確認申請
- ②都市計画法の規定による許可等の申請または協議の申出
- ③渋谷区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の規定による標識設置の届出
- ④渋谷区ワンルームマンション等建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の規定による建築計画の届出
- ⑤東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の規定による標識設置の届出
- ⑥確認申請の提出を必要としない建築に係る当該建築の着手

◎届出の内容及び添付書類

- ・ 備蓄場所設置報告書（別記第1号様式）
- ・ 現場案内図もしくは建築予定物配置図
- ・ 立面図
- ・ 断面図
- ・ 平面詳細図
- ・ 各階戸数一覧表
- ・ 備蓄場所詳細図（内法がわかるもの）

〔問合せ先〕

渋谷区 危機管理対策部 防災課 災害対策推進係

電話 03-3463-4475

FAX 03-5458-4923